

第28回さいたま地方裁判所委員会【議事概要】

第1 日時

平成27年11月5日（木）15：00～17：00

第2 場所

さいたま地方裁判所大会議室

第3 出席者

【委員】

荒木直人，阿波拓洋，江口満志，金澤千津子，河合健司，柴野和善，関根正昌，高野輝久，高橋弘行，多和田隆史，中山福二，藤山英樹，吉田久，吉野寛治（五十音順，敬称略）

【オブザーバー】

（さいたま簡裁）大谷吉史

（民事部）及川節子，池田友，大野正明

（刑事部）富澤誠

（事務局）中田康夫，中村陽史，本田千鶴，森谷五月，道田進

第4 議題

「調停という紛争解決機能に期待するもの」

第5 議事

1 開会

2 委員交代の紹介及び各委員の自己紹介（河合委員，高橋委員）

委員長代理から，前回委員会から本委員会までの間に，小泉委員，鶴谷委員，望月委員の退任に伴い，新たに就任された河合委員，高橋委員が紹介され，両委員からあいさつがあった。

その後，小泉前委員長の退任に伴い，委員長の互選が行われ，河合委員が委員長に選任された。

3 議題「調停という紛争解決機能に期待するもの」

（1）さいたま地方裁判所民事部職員による模擬調停事件の実演

民事調停の流れを概説し，民事調停の全体像を説明した後，裁判所職員が申立人，相手方，調停主任裁判官，調停委員それぞれの役になっての模擬調停事件の実演が行われ，併せて，模擬調停事件の進行のそれぞれの過

程で、法的観点を踏まえた調停運営の在り方とはどのようなものかについての解説がなされた。

- (2) さいたま簡易裁判所大谷裁判官から、民事調停制度についての説明がなされた。

(大谷裁判官)

民事調停制度は、我が国で90年以上の歴史を持つ古い制度で、広く活用されていて、我が国の実情に即したすぐれた紛争解決制度であるといわれている。

今日は模擬調停ということで、実際の調停期日及び評議の一部を行ったが、実際の調停では、調停手続は非公開となっており、公開で行われる訴訟と大きく違った特色となっている。

民事調停は、当事者の合意に基づく自主的紛争解決で、事件の実情に即した柔軟で妥当な解決を、安い費用で、迅速に図ることができ、一般民事調停のほか、交通民事調停、特定調停などがある。

民事調停は、一般の方々に身近な駆け込み寺的なものである。調停委員は、弁護士、公認会計士、一級建築士、司法書士などそれぞれの専門を備えた有識者であり、医療事件、建築瑕疵事件、不動産紛争等専門知識を必要とする困難な事件の調整が可能である。また、訴訟事件から、調停に付されて事件が解決されることもある。

訴訟と調停は、裁判所における紛争解決の両輪であるが、調停不成立から訴訟に移行するという図式だけでなく、訴訟から調停に付されるという図式もある。

民事調停には不当利得返還、貸金、損害賠償、債務弁済協定等、立替金、求償金、不動産関係、建築請負代金、売買代金、労働関係（金銭以外）などの事件があるが、およそ3、4回の期日で半分程度が解決しており、期間でいうと1ヶ月から6ヶ月くらいである。また、最近では、交通事故の物損事故を巡る紛争が増加している。

民事調停の件数は、全国で平成15年に61万3260件、平成17年に32万1383件であったのに対し、昨年は4万0063件である。費用が安く、迅速な紛争解決制度であることから、もっと国民に利用してい

ただくことで、とりわけ家族や地域社会の絆が薄れがちの今日において、正確な法的知識に乏しく権利保護が十分でない国民の皆様に、調停を通じて裁判所は頼りになる場所だと感じていただきたい。

裁判所としては、国民の信頼を得るために、地方裁判所との役割分担を意識しながら、簡易迅速な紛争解決という簡易裁判所の特色を活かしていくよう裁判官と調停委員とで丁寧で親切な運営と、当事者が納得するよりよい解決策を求めて日々努めているところである。

(3) 質疑応答

(委 員) 請求する金額の大きさによって訴訟と簡易裁判所で行う調停と違いはあるか。

(大谷裁判官) 調停においては、調停事件の訴額、すなわち請求する金額において制限はなく、例えば3000万円の請求の調停であっても簡易裁判所で行うことができる。

(委 員) 調停事件の件数が5万件くらいから61万件近くまで増加し、その後年々減少傾向し、現在4万件くらいに戻っているという話があったが、それほど大きく増加し、その後減少したというは、どのような理由か。

(大谷裁判官) 調停事件の中にはいわゆる特定調停事件というものがあり、近年の貸金業者への過払金返還請求が増加したことに伴い、特定調停事件の件数が増加し、一時は61万件ほどになったが、その後、特定調停事件の件数は下がっている。なお、調停事件には特定調停事件のほか、交通関係の調停事件や建築関係の調停事件などさまざまなものがある。

(委 員) 調停事件が61万件あったというのは今から何年前の数字か。またその後の減少した具体的な時期はいつか。

(大谷裁判官) 平成15年に61万件ほどあった件数が平成17年に32万件まで下がり、昨年時点では4万件まで下がっている。

(委 員) 裁判所の調停委員はどのような方法で決められるのか。これまでの話を聞いていると、担当した調停委員の手腕や知識など、どの調停委員が担当するかで調停の結論が変わってしまうようにも思わ

れるので、調停委員がどのように選ばれるかについて伺いたい。

(大野次席書記官) 調停の事案にもよるが、調停委員名簿に記載のある調停委員の中で、例えば交通事故の調停であれば、交通事件に詳しい調停委員を選んでいる。また、特定調停事件の件数の関係の補足説明になるが、特定調停事件とは、簡単に言うと貸金を返還する支払額を減額してもらう手続であるが、一般的に調停事件の申立人は複数の貸金業者からお金を借りていることも多く、何社も借りているときは相手方1社につき1件とカウントするため、一人で事件数10件という場合もある。なお、調停委員はこれまでの社会的経験を活かした方が担当しており、貸金関係の特定調停事件においても金融機関の在職していた方でなくとも、一般良識のある、例えば主婦の方も担当している。調停委員は一人でなく、二人で担当するので当事者双方の話をよく聞き、調停主任裁判官の助言も受けながら、調停事件の解決に向けて一番良い案を提案している。

(委 員) 当事者から事件の途中で担当する調停委員に不満を感じた場合、調停委員を変更してもらうこともできるのか。

(大野次席書記官) 現行法上、除斥の規定しかない。

(委 員) 調停で請求する額により調停を申立てる手数料は違うのか。訴訟を提起するのに比べてどれくらい違うイメージか。

(大谷裁判官) 訴訟を起こすための費用は調停事件と比べておおよそ2倍かかるというイメージであり、例えば相手方に10万を請求する場合であれば、調停だと申立手数料は500円となるが、裁判だと倍の1000円かかることになる。厳密にはそのほかに郵便切手の料金も若干かかることになるが、かかる費用のイメージとしてはおおよそその程度である。

(委 員) 調停で弁護士を依頼することはできるのか。

(委 員) 調停で弁護士を依頼するのは自由であり、実際の調停事件においても調停事件に弁護士が同席する場合もあれば、本人だけで来る場合もある。これは訴訟でも同様であり、本人訴訟として弁護士を付けずに訴訟を続ける方もいれば、弁護士に依頼する方もいるので、

その点では調停でも訴訟でも同じである。

(委 員) 一般的に、調停事件の方が訴訟に比べて弁護士を付ける人が少ないという感じか。

(大谷裁判官) 調停事件の事案にもよるが、訴訟の方が弁護士が付く場合が多いと思われる。最近は自動車保険に弁護士特約が付いているものが多く、そうした場合には弁護士が付いており、そのほかにも例えば隣地から自宅に伸びてきた木の枝を切るという調停事件があつた場合、隣の人と顔も合わすのも嫌だというような事情があつて弁護士を依頼したりするという場合もある。

(委 員) 弁護士費用を保険会社で支払う交通事件についてはほぼ弁護士が付いており、交通事故の損害賠償額の確定の調停であつたり医療過誤の損害賠償額の確定の調停については弁護士が通常ついている。さらに金額の大きい請負代金の請求だつたりすると、損害額が大きいことから弁護士に依頼するが多く、会社の倒産事件などについても弁護士がつくことが多い。それ以外はバラバラであるが、弁護士を頼まないでも自分でできるのが調停の利点というところもあるので事案によるものと思われる。ただし、弁護士だと裁判に詳しいことから裁判では請求が認められないで調停で話し合いを利用して解決しようという場合もある。

(委 員) 調停事件において、調停事件の申立人や相手方からアンケートを取つたりして、調停事件で良かった点、悪かった点など調停の当事者の声の統計等を取つたりはしているか。

(大谷裁判官) 調停事件で序としてアンケートを取つたりということは行っていないが、調停事件の当事者の方々の中には、調停不成立になつた場合であつても、調停委員に自分の言い分をきちんと聞いて貰えてよかつたとお礼を言う人もいる。ただし、仮に裁判をしたら勝ち負けはどうなるかわからないという話になると、結果に不満を感じる当事者の方々もいることから、当事者のすべてが満足しているという結果にはならないと思うが、調停が成立する割合はおよそ5割程度という点から考えると、調停による紛争解決という点につい

て、調停手続を行う人達の満足度はある程度高いのではないかと思われる。

(委 員) 調停事件はお金関係以外でもできるのか。例えば、土地の境界についてもできるのか。

(委 員) お金関係以外についても調停事件でもできる。行政上の土地の境界を定めるという話であれば、境界確定訴訟という訴訟の形態で境界を定めることとなるが、当事者間で土地の所有権に基づいて境界を定めるという調停を行うことは珍しくない。

(委員長) 裁判所で行う調停について、今後はこのように改善していくと良いなどご意見があればお伺いしたい。

(委 員) 今回のテーマとなっている調停の機能を強化するという点について、これまでの調停の機能において、どのような問題意識があったのか。

(大谷裁判官) 裁判官も含めた調停委員会全員で常に意識を共有し、互いに協力しながら、一番良い時期に紛争を解決していくという態勢を作る必要があることから、充実した評議を行い、適時適切な調停案の作成ができるよう、調停委員会の機能を向上させることが求められると考えている。

(委員長) 近年、国民の方々の権利に対する意識は向上しており、例えばインターネット等を通じて簡単に知識を手に入れることができる世の中となっていることから、さまざまな調停事件に対応するためには調停委員が十分に内容について相談し、議論を重ねなければならない状況にある。単に調停事件の当事者の意見を足してそれを二で割るといったものではなく、裁判官も積極的に関与することにより調停委員会全体で協力して、紛争を解決することが求められている。

(委 員) 一概には言えないとは思うが、調停事件が始まってから第1回調停期日を迎えるまでの期間というのは、だいたいどれくらいのものか。例えば、さいたま簡裁は事件が混んでいて遅いが、熊谷簡裁は事件が空いていて早いから熊谷簡裁に申し立てるといった状況はあるものか。また調停事件の第1回調停期日が始まるまでの期間に

ついて法的な決まりはあるものか。

(大野次席書記官) 法的な決まりというものはないが、通常、調停事件が申し立てられてから、第1回調停期日を迎えるまではだいたい1か月くらいである。調停申立てがあつてから調停委員の日程調整を行うことになるが、調停申立書を相手方に送ってそれに対する答弁書を出してもらったり、第1回の調停期日までに答弁書を確認の上、争点を調べる期間も含めておおよそ1か月程度となっている。また、調停事件には管轄というものがあり、原則は相手方の住所地の裁判所に申し立てこととなっていることから、申立人が自由に申し立てる裁判所を決めるることはできないこととなっている。

(委員) 調停という制度について、一刀両断で結論を決める裁判とは違って、当事者双方がお互いに譲り合って納得して解決する制度だということがよくわかったが、国民にとって、例えば裁判というと裁判所の判決で決めるという点で分かりやすいが、調停というと法律的に譲り合う制度といつても国民にとって内容がよくわからない部分もあると思う。こうした点から、国民に対し、調停制度の理解が広がっているとは言えない状況にあると思うが、裁判所としても広報活動を積極的に行っていかなければならないという認識はあるのか。

(委員長) 調停制度とは良い制度であると思うが、現状として調停事件の事件数としてはそれほど伸びていない状況にある。例えば、このような形で広報すればよいというご意見があれば伺いたい。

(委員) 調停というのは日本らしい制度であると思うが、諸外国でも同様の制度があるのか。もしもあるのなら、諸外国における普及活動とはどのようなことを行っているのか。

(委員) 諸外国において、調停のような話し合いの制度というのはいつの時代でもどこでもあり、諸外国においても、例えば知財の分野や医療の分野といった特定の分野における調停制度といった手続は數多くあるが、日本のように民事事件のさまざまな分野において全般的な範囲で調停手続が利用できるというのはおそらく日本特有のものであり、海外でも数は少ないものである。

(委 員) 裁判の判決は一刀両断で決めるが、調停は話し合いによって解決するという点について、裁判のイメージとして、判決であってもこの部分は認められるがこの部分は認められなという結論が出るよう思うが、そうすると裁判で一刀両断に決めるといつても、判決で一方的に結論が出るか、調停で合意するかの違いだけであり、結論自体にはそれほど差がないようにも感じられるがその点はいかがなものか。

(委員長) 確かに裁判でも一部認める場合というのもあるが、裁判になると明確な証拠によって判断することになる。調停の場合には明確な証拠がない場合もあり、判決だとどちらの結論になるかわからないという事案においては、調停だと話し合いで解決するという点で違うところがある。裁判では証拠によって認められるかどうかを判断するが、調停では仮に裁判による法的判断になるとどちらの結論になるかわからない場合でも、当事者の話し合いによって解決するものであり、こうした意味では裁判と調停では異なるものである。

(委 員) 証拠によって認められるとは、当事者が証明しなければならない証拠について、例えば誰々と契約をしたと言ってもボイスレコーダーで発言内容を録音しているわけでもなく、証拠を用意するにも費用がかかるなどの問題があって、証明ができないという場合、裁判だと主張が認められないが、調停だと話し合いで解決することから証明が必要がないというようなイメージか。

(委 員) 例えば契約書上1か月前に契約の解除を相手方に申し入れる必要がある場合、1か月前に知らせたか知らせていないかが争点となるが、裁判所の判決だと証拠によって判断し、全額払うか払わないかという判断となるが、調停だとどちらとも言えないという場合において、全額払うという結論を出してもよいし、金額や条件等を当事者同士の話し合いによって決めてよいという話になる点が裁判と異なるものである。

(大谷裁判官) 調停だと事件の解決内容について当事者の話し合いで決めることができるが、判決だと裁判官の心証として五分五分だなどとい

心証を持ったとしても判決を回避することはできないことから、法律的には立証責任の差によって決めることとなるから、判決内容としては一刀両断で決めることとなる。心証の割合に応じて請求が認められる訴訟類型もあり、その場合、請求が認められる範囲が8割なら8割の請求認容の判決となる場合もあるが、訴訟類型によっては100かゼロかという結論になる場合もある。

(委 員) 調停は弁護士を代理人に付けないで行うのが一般的に多いと思われるが、裁判は証拠に基づいて事実を認定し判決が出されることから弁護士に依頼する必要がある場合が多いと思われる。また、例えば判決だと、「被告はいくら払え」とか「被告は土地を明け渡せ。」という判決になるが、自分の土地まで伸びてきている隣の家の人の木を切ることが判決によって可能となつたとしても、現実に木を切るというのは手間も時間も費用もかかりとても大変なものである。それなら、調停を成立させて調停条項の中に相手方に木を切つてもらうというような条項を入れてもらって、話し合いで解決する方が良いという場合もある。また、人間関係上の問題で、いきなり裁判かということで印象が良くない場合にはとりあえず調停で様子をみるという場合もある。さらに、民事調停だといくら理にかなつた話や情に訴えても相手が合意してくれなければ解決しないが、訴訟だと和解が出来なかつた場合には裁判官が判決をしてくれるので、こうした事情からも弁護士として調停を選択する場合は比較的少ないよう感じた。

(委 員) 調停委員の中に弁護士の調停委員を増やした方が良いのではないか。調停事件では弁護士が代理人として入るケースが少ないので、特に家事調停事件や相続関係の調停事件については弁護士の調停委員が関与した方が良いと思う。

(本田総務課長) 専門家委員が全体の調停委員に占める割合としては、さいたま簡裁では概ね6割であるが、秩父や本庄では3割を切っていて、さいたま管内全体では45パーセント程度である。また全体に占める弁護士の割合は2割弱である。

(委 員) 実際の問題として、弁護士の調停委員は忙しくてなかなか調停期日が入らないのという実情もあるが、弁護士の調停委員の数を増やすという点を検討するのもよいかと思う。

(委 員) 弁護士などの法律に詳しい調停委員ばかりが調停事件に関わるとということになると、もはや裁判の一刀両断というものとそれほど変わらないことになることから、法律の知識というのももちろん重要ではあるが、調停委員は法律知識だけではなく、やはり人格や識見に長けた人がなるべきだと考える。

(委 員) 法律家が調停委員になるべきかという点については事案にもよるが、事件を担当する2人の調停委員のうち、少なくとも一人は弁護士の調停委員が入るのが良いかとは思う。というのも、調停事件の当事者の中には、弁護士や裁判官の言うことは聞くけれども一般の調停委員の言うことは聞かないという人もいる。ただ、一般の人といつても保険会社の方で専門に損害額の算定をしていた人や金融関係の人で貸金の問題を扱っていたという人もいるので、法律家以外にもさまざまな調停委員を入れたほうが問題解決にとっても良いと思う。

(委 員) 本庄、秩父には専門家の調停委員が少ないという話があったが、その点が調停成立の割合に影響を与えていたりはあるか。

(本田総務課長) 本庄、秩父については、専門家の調停委員は3割を切るが、金融関係や損害保険関係の調停委員もあり、調停成立に貢献していると聞いている。

(委 員) 調停委員の研修等によって、調停事件の解決における調停委員自身のレベルは一定の水準は超えていると思われる。ただし、建築分野や医療分野についての調停事件等、法律知識が必要となる事案については今後の課題であると思われる。

(委 員) 民事調停の制度を広めるという観点について、大学で一人暮らしをしている大学生などは民事調停制度についてよくわからないという人が多いと思われるので、大学内でトラブルがあったら、秘密を担保してもらった上で、こういう方法があるというようなサポー

トをしてもらえるとよいと思う。

(委 員) 調停事件というのは、例えば離婚問題ではなく、男女間の恋愛関係のもつれなどについては解決できるものか。例えば男女間のストーカーなどの問題によって、一方は別れたいと思っているがもう一方は別れたくないというような場面でも解決できるものか。

(委 員) 男女関係の内縁関係解消などの話になると基本的には家庭裁判所で解決するものであるが、解決できる内容としては、損害賠償などお金の問題で解決する場合には家庭裁判所の調停事件でもできると思われる。

(委 員) 建築事件の調停については、建築の専門家二人が調停委員となるよりは一人が建築の専門家で一人が法律家の調停委員とした方が落ち着きが良いと思う。例えば当事者間の契約関係について法律論になった場合などには、建築の専門家だけだと基本的には契約書の内容を守るという立場であることから、調停の解決方法がよくわからないと調停手続を進められなくなってしまうので、そうした意味でも法律家の調停委員が一人いる形のほうが良いと思う。

(委 員) 調停委員はさいたまの管内でどれくらいの人数がいるのか。

(本田総務課長) さいたま県内では200名程度の調停委員がいる。

(委 員) 調停制度は大変良い制度であると思うが、やはり一般的なPRが足りていないように思うので、早くPRでき、かつ費用をあまりかけないような形でのPR方法を今後検討すべきであると思われる。

第6 次回のテーマについて

次回のテーマについて意見交換を行った結果、「裁判所の広報」をテーマとして取り上げることとした。

第7 次回期日

平成28年5月19日（木）午後3時